

仕様書

- 1 件 名 学童クラブ特定建築物定期調査業務
- 2 履行場所 府中市立学童クラブ 4 か所（別表及び定期点検一覧のとおり）
- 3 業務内容
建築基準法第 12 条第 2 項その他関係法令の規定に基づき、特定建築物の定期調査を行い、以下に記す報告書類等を作成、必要に応じ指摘、助言を行う。調査（検査）内容に関することは、「東京都における特定建築物等定期調査報告実務講習会テキスト」及び「特定建築物定期調査業務基準（一般社団法人日本建築防災協会発行）」の最新版を参照のこと。

（１）調査員

調査は、建築基準法第 12 条の 2 に定める調査資格を有する者が行わなければならない。

なお、上記資格を証明する書類の写しについては契約開始時に市へ提出すること。

（２）調査内容

- ア 敷地及び地盤
- イ 建築物の外部
- ウ 屋上及び屋根
- エ 建築物の内部
- オ 避難施設等
- カ その他
- キ 石綿を添加した建築材料
- ク 耐震診断及び耐震改修
- ケ 建築物等に係る不具合等

（３）成果物の提出

各件名につき、アからオまでの事項について報告を行うこと。

- ア 定期調査報告書（指摘事項、図面・写真等含む。）
- イ 調査結果表
- ウ 定期調査報告概要書
- エ 定期調査結果所見（指摘事項等の説明）
- オ 指摘事項等の写真データ

報告書は学童毎に作成すること

4 その他

(1) 当該調査の実施時期は 3 年毎に 1 月 2 月にて実施する。

(2) 作業日時については、施設と協議のうえ決定すること。

なお、作業は学童クラブ及び放課後子ども教室の運営に支障がない日時に実施するものとし、原則として次の時間帯を避けること。

- 平日：午後 1 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
- 土曜日：午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
- 長期休業期間：午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

日曜日、祝日及び年末年始は運営しない。

(3) 作業は、原則として平日の午前中又は日曜日・祝日に実施すること。なお、学童クラブ及び放課後子ども教室の運営時間外であっても、施設職員が業務のため施設を使用している場合は、その業務に支障を及ぼさない日時とし、事前に施設と十分調整のうえ実施すること。

別表

No	対象学 童クラ ブ	所在地	電話番号	竣工	敷地面積	構造 回数	建築面 積	1 階 2 階	延床 面積	備考
1-1	第二	緑町 1-29	365-4990	H4	15329.00	RC2F/-F	272.59	233.86 247.61	481.47	準防/準住・1 中高 H31 年度外壁等改修 済 外壁：コンクリ打放 樹脂塗装
1-2	第二 分館	緑町 1-35- 1	306-7806	H30	665.00	LS2F/-F	251.14	238.89 238.89	477.78	準防/準住・2 高 H30 年度竣工プレハ ブリース 外壁：窯業系サイデ ィングパネル
2	第五 分館	西府町 1- 60	330-0151	R6	347.78	RC	184.05	173.89 173.89	347.78	
3	第七	北山町 2- 20	573-3736	H9	437.32	RC2F/-F	187.98	162.63 172.63	335.26	準防/1 中高・近商 R2 年度竣外壁等改 修済 外壁：コンクリ打放 樹脂塗装
4	第十	若松町 4- 32	364-4090	H4	419.81	S 2F/-F	164.72	160.08 147.82	307.90	準防/1 低住・1 中高 R2 年度外壁等改修 済 外壁：珪カル成型板 樹脂塗装